

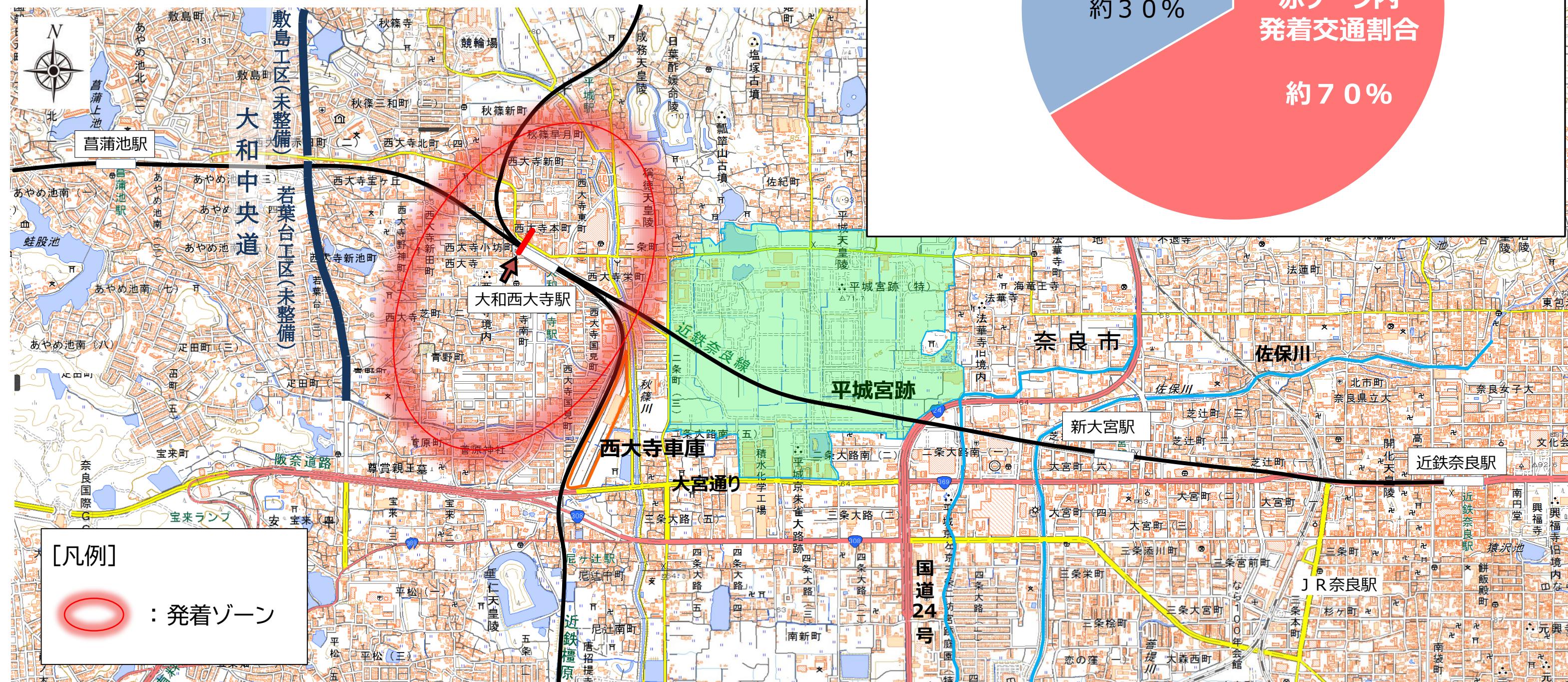
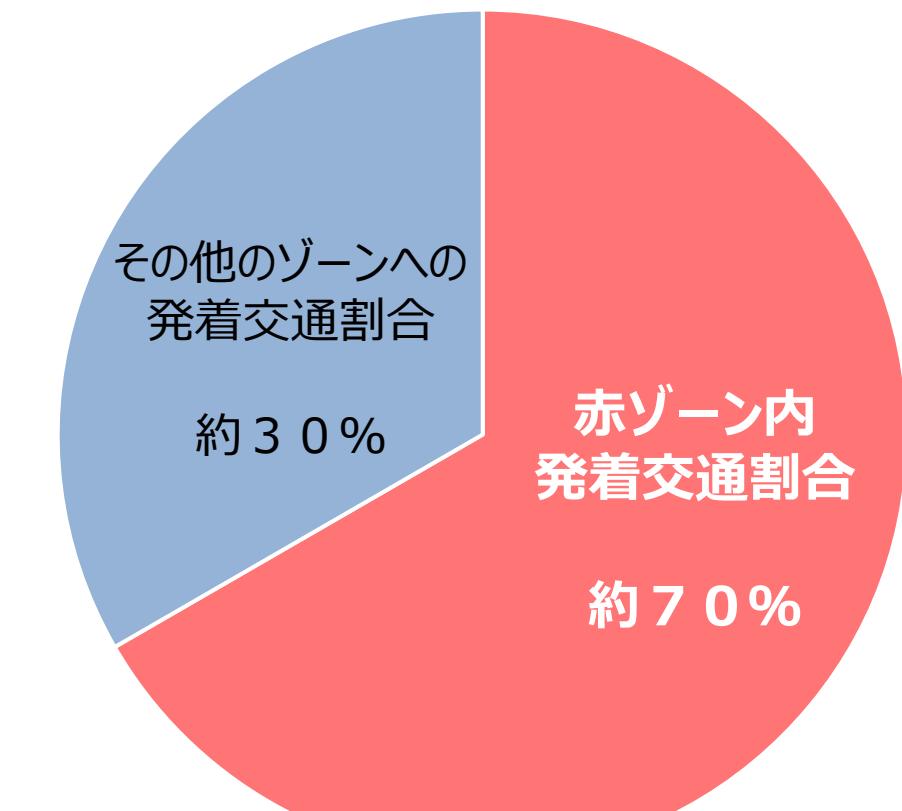
# 大和西大寺駅北側県道谷田奈良線を通過する交通の分析

資料③

国土交通省が主体となって実施する道路交通センサス※の調査結果に基づき推計したところ、駅前の県道谷田奈良線の交通量の約7割が大和西大寺駅周辺に発着をもつ交通量であると分析される。

※各種道路施策の基礎資料を得ることを目的に、5年おきに全国的な規模で実施

## 谷田奈良線（駅前）を通過する自動車交通の発着ゾーン（推計）



奈良市議員 各位

## 奈良県公害審査会「義務の履行勧告」についてのご説明

令和7年11月20日

公害調停申請人の会代表

同代理人 弁護士佐藤真理

弁護士田中啓義

弁護士吉田恒俊

弁護士北岡秀晃

弁護士北條正崇

弁護士深水麻里

奈良県公害審査会が、令和7年10月24日付で、奈良市に対してごみ焼却施設の移転を実施すること」の「義務の履行勧告」を発出しました。

公害調停申請人及びその代理人らは、かかる「義務の履行勧告」は、奈良市議会におけるごみ焼却施設の移転問題に関する審議において、重要な検討事項になると考てております。

そこで、私たちは、11月17日、市議会議員の皆様に向けて、この「義務の履行勧告」に関する説明会を開催いたしました。

そして、この説明会では、

- ①「義務の履行勧告」は準司法機関の法的判断であり、ごみ焼却施設の現地からの移転は奈良市の法的義務であることが確認されたこと
- ②策定委員会の決定に基づき奈良市が移転先の3候補地の調査費用を予算計上することは、①の法的義務に則った手続きであること
- ③にもかかわらず奈良市議会が12月本会議において、奈良市の提案する②の予算案を可決しなかった場合、可決を妨げた議員個人に対しても、訴訟による法的責任追及を検討していること
- ④本来私たちは訴訟を回避したいところですが、本会議で予算案が可決されないならば、訴訟提起が私たちの義務であると考えていること

以上を説明させていただいた次第です。しかるに去る18日の特別委員会でまたもや継続審査となつたことは誠に遺憾に思う次第です。いかなる理由で継続となつたのかについての検討が必要であると思料します。

そこで、上記説明会に参加いただけなかつた方（特に前回で、予算案を継続審査とするに賛成された方）には、是非、改めて、上記内容のご説明を面談または電話等でさせていただきたいと存じます。弁護士田中又は深水宛て（登大路総合法律事務所）、お電話いただけますようお願ひいたします。